

業績評価実施規程

〔平成15年10月1日〕
規程第18号

最終改正 平成30年12月26日規程第4号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）第14条及び附則第5条に規定する業務の実績及び効果等の分析・評価を行い、その結果を業務の企画、立案及び実施に反映させることにより、効率的かつ効果的な業務運営及び質の高いサービスの提供に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 業績評価の実施方法等

(業績評価実施方針の策定)

第2条 理事長は、中期目標、中期計画、年度計画等を踏まえ、達成すべき実績目標、業績評価の実施計画及び業績評価結果の反映方針を含む業績評価実施方針を毎年度策定する。

(外部評価委員会の実施)

第3条 高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、各事業年度の業務実績等を第8条に規定する外部評価委員会（以下「委員会」という。）に諮る。

(自己評価の決定)

第4条 機構は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第32条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣に提出する自己評価を決定する。

(評価の基準)

第5条 評価の基準は、通則法第28条の2第1項に基づく独立行政法人の評価に関する指針並びに総務省及び厚生労働省が示す方針等による。

(監査結果の活用)

第6条 適切な評価を行うための業務手順に沿った運営の確保及び業務手順に沿わない業務執行の把握については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構監事監査要綱（平成27年4月1日監事策定・理事長協議）による監事監査及び内部監査規程（平成20年3月31日規程第9号）による内部監査の結果を活用するものとする。

(業務実績等報告書の作成)

第7条 機構は、第4条により決定した自己評価を含めた業務実績等報告書を作成する。

第3章 外部評価委員会

(外部評価委員会等の設置)

第8条 業績評価において客観性を担保し、総合的及び専門的観点からの評価及び提言を反映させるため、委員会を設置する。

2 職業リハビリテーション業務の評価に関する専門的及び技術的事項を審議するため、委員会に職業リハビリテーション専門部会（以下「職リハ部会」という。）を設置する。

3 職業能力開発業務の評価に関する専門的及び技術的事項を審議するため、委員会に職業能力開発専門部会（以下「能開部会」という。）を設置する。

（委員の委嘱及び委嘱期間等）

第9条 委員会、職リハ部会及び能開部会の委員については各号のとおりとし、それぞれ理事長が委嘱する。

（1）委員会は6人以内で構成し、学識経験者その他の有識者から委嘱する。

（2）職リハ部会は8人以内で構成し、障害者の職業的リハビリテーション並びにこれに関連する医学的、社会的及び教育的リハビリテーションの各分野の学識経験者から委嘱する。

（3）能開部会は13人以内で構成し、職業能力開発分野の学識経験者その他の有識者から委嘱する。

2 職リハ部会及び能開部会の委員は、それぞれ1人以上を委員会の委員とする。

3 委員の委嘱期間は2年とする。ただし、再委嘱することができる。

4 委員は、委嘱期間終了後も新たに委員が委嘱されるまで、引き続きその職務を行うものとする。

5 補欠の委員の委嘱期間は、その前任者の残余の委嘱期間とする。

（委員会等の運営）

第10条 委員会、職リハ部会及び能開部会は、理事長が招集する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 職リハ部会及び能開部会にそれぞれ部会長及び副部会長を置き、委員の互選により選任する。

4 委員長及び部会長は、その会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは副委員長が、部会長に事故があるときは副部会長が、その職務を代行する。

6 委員会、職リハ部会及び能開部会の会議の庶務は、企画部計画・評価課において行う。

第4章 研究評価

（研究評価の実施）

第11条 職業リハビリテーションに関する研究については、研究テーマごとに研究の成果に関する評価（以下「研究評価」という。）を行う。

2 研究評価は、次条により委嘱する研究評価委員が、別表に定める基準によって実施する。

3 研究評価の結果については、第4条の自己評価の決定に活用する。

4 研究評価の庶務は、研究企画部企画調整室において行う。

（研究評価委員の委嘱）

第12条 研究評価委員は、職業リハビリテーション及びその関連分野の学識経験者か

ら、理事長が委嘱する。

- 2 研究評価委員は、研究テーマごとに3人を委嘱する。
- 3 研究評価委員の委嘱期間は、委嘱の発令日から評価する研究テーマの評価終了までとする。

第5章 雑則

(業務実績等報告書の提出及び公表)

第13条 機構は、第2章第7条により作成した業務実績等報告書を、各事業年度の終了後3月以内に厚生労働大臣に提出するとともに、機構のホームページへの掲載により公表する。

- 2 前項の業務実績等報告書は、監事の調査を受けなければならない。

(評価結果の業務運営への反映)

第14条 各部等は、業務実績等報告書及び厚生労働大臣による評価の結果を踏まえ、その所掌する業務について、適時に、その効果を把握し、これを基礎として、当該業務の特性に応じて必要な観点から見直すとともに、当該業務に適切に反映させなければならない。

(評価結果の業務運営への反映状況の提出及び公表)

第15条 前条のうち厚生労働大臣による評価結果の業務運営への反映状況については、評価が実施された翌年度に提出する業務実績等報告書に記載し、厚生労働大臣に提出するとともに、機構のホームページへの掲載により公表する。

(業績評価のあり方の見直し)

第16条 業績評価の具体的なあり方については、計画・評価課における検討を踏まえ、必要な見直しを行うほか、業務の実施過程を通じて継続的に見直すこととする。

(その他)

第17条 業績評価の実施に関するその他必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成15年10月1日から施行する。

- 2 研究業務外部評価の実施に関する件(平成14年達第1号)は、廃止する。

(機構の最初の事業年度における外部評価委員等の委嘱期間)

第2条 第4条第4項の規定にかかわらず、機構の最初の事業年度に委嘱された外部評価委員及び部会委員の委嘱期間は、1年6月とする。

附 則(平成18年3月29日規程第9号)

(施行期日)

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月19日規程第6号)

(施行期日)

この規程は平成18年9月19日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規程第 9 号）
（施行期日）

この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 20 日規程第 11 号）
（施行期日）

1 この規程は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置等）

2 この規程の施行の日の前日において従前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の外部評価委員、職業リハビリテーション専門部会委員又は研究評価委員である者は、この規程の施行の日に、改正後の第 4 条第 3 項、第 6 条第 3 項又は第 10 条第 1 項の規定により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の外部評価委員、職業リハビリテーション専門部会委員又は研究評価委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる外部評価委員又は職業リハビリテーション専門部会委員の委嘱期間は、改正後の第 4 条第 4 項又は第 6 条第 4 項の規定にかかわらず、その者の従前の外部評価委員又は職業リハビリテーション専門部会委員としての残余の委嘱期間と同一の期間とする。

3 この規程による改正後の業績評価実施規程（以下「新規程」という。）第 4 条第 4 項（新規程第 8 条第 4 項の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この規程の施行の日以後最初に委嘱される外部評価委員又は職業能力開発専門部会委員の委嘱期間は、委嘱された日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 24 年 3 月 15 日規程第 40 号）
（施行期日）

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日規程第 1 号）
（施行期日）

第 1 条 この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（外部評価委員会等の委嘱期間の特例）

第 2 条 第 4 条第 4 項の規定にかかわらず、この規程の施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に委嘱される外部評価委員及び部会委員の委嘱期間は、委嘱された日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 27 年 11 月 10 日規程第 11 号）
この規程は、平成 27 年 11 月 10 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 8 日規程第 3 号）
この規程は、平成 28 年 11 月 8 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規程第 13 号）
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年12月26日規程第4号）
この規程は、平成30年12月26日から施行する。

別表 職業リハビリテーションに関する研究に係る評価基準（第11条第2項関係）

評価点	評価基準
2	優れている
1	やや優れている
0	やや劣っている・劣っている